

社会福祉法人上越市社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人上越市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報酬等)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費実費を支給する。

2 評議員が、評議員会出席以外で職務を行った場合は、前項に準じ支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため旅行をしたときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月20日の定時評議員会終結の時から適用する。

別表1 (第2条関係)

名称	報酬額(1回)	交通費
評議員会出席報酬等	5,000円	実費

社会福祉法人上越市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人上越市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会等の出席報酬等)

第3条 理事が、その職務のため、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費実費を支給する。

- 2 理事が、理事会出席以外で職務を行った場合は、前項に準じ支給する。
- 3 職員を兼務する理事は、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(会長及び副会長手当)

第4条 会長及び副会長には、別表2により手当を支給する。

(常務理事の報酬等)

第5条 常務理事には、職員に関する給与規程に基づき支給するものとする。

(監事の報酬等)

第6条 監事が、その職務のため、理事会に出席または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び交通費実費を支給する。

- 2 監事が、理事会出席以外で職務を行った場合は、前項に準じ支給する。

(費用弁償)

第7条 役員が、その職務のため旅行をしたときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月20日の定時評議員会終結の時から適用する。

この規定の一部改正は、令和元年6月28日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表1 (第3条関係)

名称	報酬額(1回)	交通費
理事会出席報酬等	5,000円	実費

別表2 (第4条関係)

名称	手当額(月額)
会長手当	20,000円
副会長手当	10,000円

別表3 (第6条関係)

名称	報酬額(1回)	交通費
理事会出席報酬等	5,000円	実費
監査	財務管理有識者	10,000円
	福祉事業有識者	5,000円